

平成 30 年 11 月 19 日

第 2 回 広告規制に関する検討委員会 会議録

実施日：平成 30 年 11 月 18 日(日) 13:00 ～ 15:00

実施場所：柔道整復師センター4F オープンエリア

出席者：9 名【本多最高顧問、荻原副会長、清水常任理事、一村理事、木下会員、中村会員、
沖田参事、澤田部長、森】

欠席者：1 名【川島会員】

〈要旨〉

報告事項 1 『調査委員協力依頼文書の掲載～10/31 号事務連絡』

- 10 月事務連絡の掲載文書からは当検討委員会の活動目的が明確化されていない。
内容を訂正、11 月事務連絡に改めて掲載する。

報告事項 2 『「柔整業務浄化対策と広告に関する委員会」看板・チラシ等リサーチ 統計結果について』

- 過去に集まった資料は、接骨院・整骨院の看板等写真 146 件、類似施術所の看板等
写真 20 件。接骨院・整骨院の看板等には「骨折・脱臼・捻挫・打撲・挫傷」の
施術科目の掲載した施術所が 72 件、「各種保険取扱」の掲載が 109 件の結果と
なり、多くの接骨院・整骨院で使用されていた。

報告事項 3 『11/22(木) 第 4 回「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び 柔道整復師等の広告に関する検討会」開催について』

- 次回のテーマは「第 1 回～第 3 回までの論点整理」。当日は事務局 1 名が傍聴予定。
当日の様子は次回検討委員会内にて報告。

報告事項 4 『岩手県会員からの保健所からの広告立ち入り調査の報告』

- 岩手県会員より、以下保健所から広告立ち入り調査を受けた件を報告。
「11 月 6 日に保健所から 2 名広告の立ち入りが入った。1 人は主任行政専門員の
肩書を持った職員で、広告に掲示している『骨折・打撲・脱臼・捻挫・挫傷』の
症状に関する文言は掲載してはダメな項目なので、消してもらいたいと突然
言われた。柔道整復専門学校や一部の柔整団体では掲載しても良いと謳っている
事を説明しても、それは業界側の見解だと回答を受けた。広告の削除費用や外さ
ないとどうなるのかを職員に問いかけた所、柔道整復師法で定められていない
文言を掲載しているものに対して我々は注意を行いましたと言われた。厚生局から
摘発を受けても責任は持てないとの事だった。会員からは当面、広告掲載は

このままで様子を見たいとの事。」
→12月16日(日)開催の研修会のテーマとする。該当会員に研修会への出席を打診する。

協議事項1『12月16日(日)15:30～JB会員向け広告に関する研修会実施について』

●研修会テーマ

- (1) 看板・広告に掲載しても良い内容、いけない内容の認識について
- (2) 健康保険が使える旨の広告掲載について
- (3) 接骨院・整骨院の業務内容の表示方法について
- (4) 自由診療における広告の許容範囲とは？

●開催日時は12月16日(日)15:30より場所は柔道整復師センターで実施。申込締切は12月10日(月)までとする。

●事務連絡、HPにて開催の告知を行う。HPではJB会員以外の柔道整復師の参加も受け付ける。

協議事項2『当委員会から書面の送付について』

●厚生労働省医政局医事課へ質問状を、厚労省の広告検討会に出席の一部委員へ12月16日開催の研修会の案内文書を送付する。

協議事項3『JB独自の広告に関するガイドライン作成について』

●JB独自のガイドライン骨子を当検討委員会内で作成する。

→柔道整復療養費に該当する施術と保険外の施術について分別する広告案を次回の検討委員会で出席委員から提出する。次回の協議事項とする。

その他『委員会開催スケジュールについて』

●広告に関する研修会→平成30年12月16日(日)15:30～17:30

●第3回開催日→平成31年1月27日(日)13:00～15:00

次回協議予定テーマ

- ・出席委員からの広告案について
- ・当会が定める広告ガイドライン違反者に対する罰則の枠組みについて
- ・看板撤去費用の補助、支援について

以上